

会 則

ふるさと創生ニッポンおかみさん会

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は「共生・共働・共創」をスローガンとし、相互扶助の精神に基づき、協同して事業を行い、会員の文化的、経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(名称)

第1条 本会はふるさと創生ニッポンおかみさん会と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会は事務所を 東京都台東区浅草 1-13-4 におく

(規約)

第3条 この会則で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

前項の会則にかかわらず、会則の変更のうち軽微な事項並びに伴う規定の整理については、その都度会長及び役員会会議で善処することとする。

第2章 事業

(活動指針)

第4条 本会は誇りある自分たちのふるさとを創り、未来につなぐ意識活動と、全国ネットワークを活用した先進的、積極的な街振興リーダーとしての役割を担う

(事業)

第5条

- ①全国交流集会 ブロック研修会
- ②地方振興先進地視察、研修、交流会（よそもん交流）
- ③個店ビジネスの起業支援 及びバックアップ
- ④6次産業等積極的に取り組むノウハウ提供
- ⑤研修活動の推進をうながす講師派遣
- ⑥マスコミ、広報機関の活用と PR
- ⑦行政、自治体関連地域等、住民連携によるふるさと振興活動実践 及び支援

(事業開始年度)

第6条 事業開始は4月1日から翌年3月31日までとする。

第3章 会員

(会員の資格)

第7条 本会の会員たる資格を有する者は、次に掲げる個人・団体・企業とする。

本組合の目的に賛同する個人・企業、団体であり、年齢、性別不問

第4章 役員、顧問及び相談役

(組織体制)

第8条

- ① 本会 東京都台東区浅草 1-13-4
- ② 事務局 同上
- ③ エリア 全国

(役員体制)

第9条

- ① 会長 1名
- ② 副会長 6名（内1名は会計担当）
- ③ 理事 若干名（ブロック代表を兼ねる）
- ④ 監事 2名
- ⑤ この他 顧問・相談役を置くことが出来、役員会の出席、発言を認める。

(役責 及び運営)

第10条

- ① 会長は代表責任者として本会を統括する。
- ② 副会長及び理事は会長を補佐し会長の代行の任に当たる。本会の事業活動の推進に努める。
- ③ 監事は会計の監査を行う。
- ④ 総会、臨時総会、役員会の決議は出席者の過半数で決定する。
- ⑤ 役員会は会長、副会長、理事で構成し、会長が召集する。
- ⑥ 役員会は理事複数の要望により 会長が召集する。
- ⑦ 役員会は本会の運営を取挙する

(任期)

第11条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(会費)

第12条

- ① 会員には正会員、賛助会員の資格がある
- ② 会費は年会費とし、正会員個人 5000円、団体 5000円、賛助会員1口 10000円とする。
- ③ 会費（会員資格）の効力は、入会時から当年度会期末までとする。
- ④ 入脱退は自由とする。 但し途中脱退時の会費の返却はしない事とする。
- ⑤ 会費納入は（会計年度）は 4月から翌年3月とする。
- ⑥ 入会金はない。

(役員旅費)

第13条

理事（役員）会出席者に公共交通費の半額を本会計から助成する

附則

- ① 役員の任期は2年であるが、初年度に限り平成30年3月までの任期とする
- ② 会則は平成27年11月5日より効力を発揮するものとする。
- ③ 初年度の会費は平成29年3月までの会費とする。